

# 通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令案

平成29年8月  
国土交通省

## I 背景

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行に伴い、全国通訳案内士が定期的に受講すべき通訳案内に関する研修を実施する研修機関の登録制度が新設されることとなる（通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第30条及び第35条から第51条まで）。これに伴い、法第38条第1項に基づき、当該研修機関の登録の有効期間を定める必要がある。

## II 概要

通訳案内に関する研修を実施する研修機関の登録の有効期間は、3年とする。

## III スケジュール（予定）

閣議決定：平成29年8月15日

公 布：平成29年8月18日

施 行：平成30年1月4日 ※通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行日